

益城病院高齢者グループホーム ふるさと 運営規程

R 6 . 1 1

第 1 条 この規程は、社会医療法人 ましき会が開設する益城病院高齢者グループホームふるさと（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 要支援及び要介護者であって認知症状態にある高齢者・若年者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第 3 条

- （１）指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の従業者は、要支援・要介護状態であって、認知症の状態にある高齢者・若年者（著しい精神症状や著しい行動異常がある者、急性期状態にある者を除く）に対し、共同生活住居において利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- （２）事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療・福祉サービスの提供者及び関係市町村との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- （３）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第 4 条 名称及び所在地は次の通りとする。

- （１） 名 称 益城病院高齢者グループホームふるさと
- （２） 所 在 地 熊本県上益城郡益城町福富 8 4 9 - 2

（職員の種類、員数及び職務内容）

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. ふるさと A

- （１） 管理者 常勤 1 名（兼任）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２） 介護職員

指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供する介護従業者の数は、夜間時間帯以外の時間帯は利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とし、夜勤時間帯を通じて 1 以上を配置する。

介護従業者のうち 1 以上の者は常勤とし、また、夜間時間帯において夜勤勤務を行う者は、利用者の処遇に支障のない場合には、併設されている他の共同生活住居又は病院等の職務に従事することができる。

- (3) 計画作成担当者 1名(介護従業者と兼任)

指定認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その実施状況を把握して調整を行う。

2. ふるさとB

- (1) 管理者 常勤1名(兼任)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護職員

指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供する介護従業者の数は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする。

介護従業者のうち1以上の者は常勤とし、また、夜間時間帯において夜勤勤務を行う者は1名以上とし、利用者の処遇に支障のない場合には、併設されている他の共同生活住居又は病院等の職務に従事することができる。

- (3) 計画作成担当者 1名(介護従業者と兼任)

指定認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その実施状況を把握して調整を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、要支援・要介護者であって認知症状態にある高齢者・若年者を対象に共同生活住居にて、食事、排泄、掃除、洗濯、入浴などの生活援助や、レクリエーション、行事、農作業、園芸、手工芸などのクラブ活動や共同作業訓練を実施する。

指定認知症対応型共同生活介護(短期利用型)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護は、要支援・要介護者であって認知症状態にある高齢者・若年者を対象に共同生活住居にて、食事、排泄、掃除、洗濯、入浴などの生活援助や、レクリエーション、行事、農作業、園芸、手工芸などのクラブ活動や共同作業訓練を短期間(1ヶ月以内)実施する。

(利用料その他の費用)

第8条

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (2) 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

①食材料費…1日1,430円、②水光熱費…1月12,300円 ③おむつ代…実費、

④理美容代…実費、⑤その他、歯ブラシ、化粧品など日常生活費で個人の嗜好により購入した物…実費。

- (3) 提供するサービスの内容・費用については、利用者又はその家族に説明を行い、同意を得る。

(利用者の定員)

第9条 利用者の定員は、18名とする。

- (1) ふるさとA 9名

(2) ふるさとB 9名

(3) 入居者が転院・入院などで居室の利用がない期間、現入居者の許可を得て、要支援・要介護であって認知症状態にある高齢者・若年者を短期間入居（ショートステイ）させることが出来る。

（入居に当たっての留意事項）

第 10 条

(1) 入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であること、要支援・要介護認定を受けていることを確認する。

(2) 入居者が入院治療を要する場合は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。

(3) 入居者が重症化した場合には、その段階に応じて本人・ご家族の意向を聞き対応する。

(4) 身体的拘束、行動制限は生命及び身体保護のための緊急やむを得ない場合以外に行わない。

（施設利用に当たっての留意事項）

第 11 条

(1) 入居者は、入居時及び定時に健康診断を受診する。

(2) 喫煙及び火気の使用は敷地内では行わない。

(3) 共同住居内では営利活動や宗教活動は行わない。

(4) 風紀を乱したり、故意に器物を破損したり物品を持ち出すなどの迷惑行為を行わない。

(5) 外出及び外泊を希望する場合は所定の手続きを行う。

（非常災害対策）

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づきまた、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者及び火元責任者を置く。

(2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、当法人の病院共に自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難） 年 3 回以上

② 利用者を含めた総合訓練 年 3 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随 時

(7) 事業所は訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(8) その他必要な災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（3 カ月に 1 回）に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第15条

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護

に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(2) 新人研修 採用後1年以内に定期的実施

(3) 継続研修 ふるさと内で毎月勉強会を実施

2 事業所は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 従業員及び従業員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人ましき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

1. この規程は平成 13 年 3 月 27 日から施行する。
2. この規程は平成 13 年 9 月 1 日から改正施行する。
3. この規程は平成 13 年 12 月 1 日から改正施行する。
4. この規程は平成 14 年 7 月 29 日から改正施行する。
5. この規程は平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。
6. この規程は平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
7. この規程は平成 21 年 10 月 1 日から改正施行する。
8. この規程は平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
9. この規定は令和元年 5 月 1 日から改正施行する。
10. この規定は令和 5 年 1 月 1 日から改正施行する。
11. この規定は令和 6 年 11 月 1 日から改正施行する。